

利用意向調査を行った農用地等(遊休農地)に関する農業委員会からの情報提供への対応について

平成29年1月17日(策定)

平成29年12月13日(第3次改訂)

大分県農業農村振興公社(大分県農地中間管理機構)

農地法第35条第1項などの規定に基づき、農業委員会から利用意向調査を行った農用地等(遊休農地)(以下「遊休農地」という)に関する情報提供を受けた場合において、当公社農地中間管理事業規程第11条の「農地中間管理権を取得する農用地等の基準」への適否については、以下のとおり判断するものとする。

1 農地中間管理権の取得が可能な遊休農地

以下の5項目全てを満たす遊休農地については、農地中間管理権の取得が可能な遊休農地と判断し、借受希望者とのマッチングを進める。

なお、畑の場合には、②については考慮しない。

- ①農業振興地域内の遊休農地である
- ②農業用水が確保されている
- ③農業用機械搬入が可能な道路に接している
- ④未相続の遊休農地でない
- ⑤ほ場整備済み又は30a以上の面的まとまりがある

2 借受希望者へのマッチング

農地中間管理権の取得が可能と判断した遊休農地について、農業委員会が開催する定期検討会などを活用して、農業委員会(農地利用最適化推進委員)、市町農政担当課、県(振興局)及び機構で情報を共有し、地域内の認定農業者や農業を行う法人、農業への参入を希望する個人・企業などに働きかけを行い、マッチングを進める。

3 遊休農地の情報登録

上記1の結果、農地中間管理権の取得が可能と判断した遊休農地のうち、農地法第35条第1項の規定に基づき情報提供された遊休農地及び農業委員会が農地と判断した遊休農地をリスト化し、公社ホームページなどにより公表するとともに、借受希望者を募り、農業委員会と連携してマッチングを進める。

<遊休農地に関する農地中間管理権の取得の判断及びマッチングフロー>

